

# 地域生活定着促進事業

平成24年9月  
社会・援護局総務課(古都課長)

## 1. 政策体系上の位置づけ

評価対象事業は以下の政策体系に位置付けられる。

### 【政策体系】

基本目標：ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること

施策大目標：地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること

施策目標：地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること（施策目標Ⅶ-2-1）

その他、以下の事業と関連がある

特になし

## 2. 事業の内容

### （1）実施主体

都道府県

### （2）概要

高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設（以下、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院を指す。）の退所予定者及び退所者等に対し、各都道府県の設置する「地域生活定着支援センター（以下「センター」という。）」が、矯正施設、保護観察所等と連携・協働しつつ、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援し、再犯防止対策に資することを目的とした事業。

センターは、矯正施設、各都道府県の保護観察所、及び地域の関係機関と連携・協働し、以下の業務を行う。

- ア 矯正施設退所予定者の帰住地調整支援を行うコーディネート業務
- イ 矯正施設退所者の施設等への定着支援を行うフォローアップ業務
- ウ 矯正施設退所者等への福祉サービス等についての相談支援業務
- エ 地域のネットワークの構築と連携促進業務

#### オ 情報発信業務

なお、本事業は平成 21 年度より「地域生活定着支援事業」として実施し、平成 24 年度より「地域生活定着促進事業」に名称変更している。

#### (3) 目標

高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者等の社会復帰及び地域生活への定着を促進し、再犯防止対策に資する。

#### (4) 予算

会計区分：一般会計

平成 25 年度予算概算要求額：25,600 百万円の内数

セーフティネット支援対策等事業費補助金事業全体に係る予算の推移： (単位：百万円)

21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
21,000 の内数	24,000 の内数	20,000 の内数	23,700 の内数

### 3. 事前評価実施時における状況・問題分析（平成 20 年度）

#### (1) 状況分析

矯正施設退所者は、親族等が引き受けない、就労が確保できない、あるいは、福祉的な支援が必要であるにもかかわらず適切な支援が行われなかったために退所後の行き場所が定まらない者が多い。

#### (2) 問題点

退所後の行き場所が定まらず、退所後も自立した生活を送ることができない場合、再犯を繰り返すことが多い。

#### (3) 問題分析

特に福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者（高齢者・障害者等）は刑務所出所後、直ちに必要となる福祉サービスにつながない等の事情により、自立した生活を送ることができず、再犯を繰り返すことが多い。

#### (4) 事業の必要性

福祉的な支援を必要とする刑務所出所者（高齢者・障害者等中心）について、矯正機関、更生保護機関及び福祉機関が連携して、刑務所入所中から、帰住地において受刑者が出所後必要となる福祉サービスにつなげるための準備を行うこと等により、刑務所出所者の社会復帰を支援し、再犯防止対策につなげる必要がある。

## 4. 事前評価の概要（必要性、有効性、効率性）

---

### （１）必要性の評価

---

本事業は、安心・安全の観点から再犯防止のため行う事業であり、行政の本来業務であるため、行政の関与は不可欠である。また、司法施策を所管する法務省と連携して行うものであり、国が全都道府県でネットワークを組んで行わなければならない性質のものである。

### （２）有効性の評価

---

本事業により矯正施設と地域の福祉のネットワークをつなげる拠点が整備されることで、全国的な福祉と司法のネットワークが形成され、従来、矯正施設退所後の自立が困難だった者の地域生活定着が促進され、再犯の少ない安心・安全な社会の実現に資する。

### （３）効率性の評価

---

従来、司法と福祉が連携できていなかった分野において、法務省と連携して、厚生労働省が事業を行うことで、全国的に効率的な司法と福祉の連携体制が整う。

## 5. 事後評価実施時における現状・問題分析

---

### （１）現状分析

---

平成 23 年 3 月に、本事業を実施するセンターが全国 47 都道府県（北海道は 2 ヶ所設置のためセンター数は計 48 ヶ所）に整備された。それによって、全国ネットワークが構築され、帰住地調整を実施する上で、全国での広域調整が可能となった。

### （２）問題点

---

各センターによって支援方法等にばらつきが見られ、地域差が生じている。

### （３）問題分析

---

本事業は平成 21 年度より開始し、平成 23 年 3 月によりセンターの全国整備が完了したところ、各センターでの開設時期の違い等により支援内容の成熟度に差が生じていることで地域差が生じていると考えられる。

### （４）事業の必要性

---

平成 24 年度から全国ネットワークが構築され全国での広域調整が可能となった。矯正施設退所者の地域生活定着をより促進するためには、今後各センターの支援内容を全国で標準化し、支援の質のさらなる向上を図るよう各センターへ働きかける必要がある。こうした取組を強化した上で、再犯防止対策に資するよう、引き続き本事業を実施する必要がある。

(現状・問題分析に関連する指標)

		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
1	センター設置ヶ所数	—	—	11ヶ所	39ヶ所	48ヶ所
(調査名・資料出所、備考等) 社会・援護局総務課調べ						

## 6. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性等）

### (1) 有効性の評価

#### ①政策効果が発現する仕組み（投入→活動→結果→成果）

矯正施設と地域の福祉のネットワークをつなげる拠点の整備

→全国的な司法と福祉のネットワークの形成

→矯正施設退所者の地域生活定着

→再犯の少ない安心・安全な社会の実現

#### ②有効性の評価

センターの帰住地調整支援により、矯正施設退所者が希望する地域に帰住し、地域へ定着できたことが確認された。

#### ③事後評価において特に留意が必要な事項

犯罪対策閣僚会議（平成24年7月20日）において決定した「再犯防止に向けた総合対策」に基づき、「出所後2年以内に再び刑務所に入所する者等の割合を今後10年間で20%以上減少させる」という数値目標を達成するための一事業である。

### (2) 効率性の評価

#### ①効率性の評価

従来、高齢又は障害により福祉的支援が必要な矯正施設退所者を福祉へつなぐ専門機関はなく、矯正施設職員や保護観察所が退所に向けた調整を行う等の対応をしていたところ、福祉へつなぐノウハウがないため調整は円滑でなかった。センター設置後は、専門機関としてのセンターが中心となり、矯正施設や保護観察所、及び地域の関係機関と連携・協働し、帰住にあたっての協議調整が可能となったことで、効率的に矯正施設退所者が地域生活へ移行することが可能となっている。

また、全国にセンターが設置され、全国ネットワークが構築されたことにより、矯正施設退所後に遠方の市町村へ帰住する場合の調整も、センター間の連携により効率的に実施可能となっている。

#### ②事後評価において特に留意が必要な事項

特になし

### (3) その他（公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

特になし

### (4) 評価の総括（必要性の評価）

本事業により、センターが全国 47 都道府県（北海道は 2 ケ所設置のためセンター数は計 48 ケ所）に整備された。それによって、全国的な司法と福祉のネットワークが構築され、帰住地調整を実施する上で広域調整も可能となった。その結果、センターにより帰住地調整支援を受けた者が着実に増加しており、本事業は効果を上げていると評価できる。

また、平成 24 年度より、国庫補助額を増額することでセンター職員の人員体制強化を図っており、それによって地域生活移行後も定着のための継続的なフォローアップが可能となり、地域生活定着支援のより一層の促進を図っているところである。引き続き、矯正施設退所者の社会復帰及び地域生活への定着を支援し、再犯防止対策に資する必要がある。

## 7. 事後評価結果の政策への反映の方向性

これまでの評価結果を踏まえ、平成 25 年度予算概算要求において、所要の予算を要求する。

## 8. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
1	本事業により地域生活へ定着（受入先に帰住）した者の数	—	—	37	261	集計中
達成率		—	—	—	—	—
【調査名・資料出所、備考等】 社会・援護局総務課調べ。本事業が目的とする地域生活への定着を果たした者の数を把握することで、本事業の達成度を測ることができる。						
アウトプット指標		19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
2	本事業（帰住地調整支援）の利用者数	—	—	79	653	集計中
達成率		—	—	—	—	—
【調査名・資料出所、備考等】 社会・援護局総務課調べ。帰住地調整支援は本事業の目的である地域生活定着のために実施される支援であり、その実績を把握することで本事業の必要性等を測ることができる。						

## 9. 特記事項

---

### (1) 国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む）の該当

---

①  無

---

② 具体的記載

---

### (2) 各種計画等政府決定等の該当

---

①  有

---

② 具体的記載

---

- 「再犯防止に向けた総合対策」（平成 24 年 7 月 20 日犯罪対策閣僚会議決定）（抄）

「平成 21 年度から地域生活定着支援事業により、高齢や障害により自立した生活が困難な者に対する福祉的支援を実施しているところ、今後は更に、関係機関の連携の下、出所等後の生活環境の調整や生活基盤の確保等について取組を強化する必要がある。」

「高齢又は障害のため、自立した生活を送ることが困難な者に対しては、刑務所等、保護観察所、地域生活定着支援センター、更生保護施設、福祉関係機関等の連携の下、地域生活定着促進事業対象者の早期把握及び迅速な調整により、出所等後直ちに福祉サービスにつなげる準備を進めるとともに、帰住先の確保を強力的に推進する。」

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/saihanbousi/index.html>

### (3) 審議会の指摘

---

①  無

---

② 具体的内容

---

### (4) 研究会の有無

---

①  無

---

② 研究会において具体的に指摘された主な内容

---

### (5) 総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

---

①  無

---

② 具体的状況

---

(6) 会計検査院による指摘

---

① 無

---

② 具体的内容

---

(7) その他

---

特になし